

経済要録

国 内

◆政府、税制改革要綱を閣議決定

政府は、10月4日、税制改革要綱を閣議決定した。同要綱の内容は以下のとおり。

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、所得税の税率構造の累進緩和等による負担軽減を行うとともに、歳出面の諸措置を安定的に維持するために社会の構成員が広く負担を分かち合うよう、消費税について中小事業者に対する特例措置等を改革し、税率を引き上げることにより消費課税の充実を図ることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

なお、当面の経済状況に配慮し、消費税に係る改正は平成9年4月1日から実施することとし、また、平成7年分の所得税について定率による特別減税を実施するものとする。

I 所得税の負担軽減

1. 税率構造

税率構造を次のように改める。

| 税率 | 現 行 | 改正案 |
|-----|-------------|-------------|
| 10% | 300万円以下の金額 | 330万円以下の金額 |
| 20% | 600 ク | 900 ク |
| 30% | 1,000 ク | 1,800 ク |
| 40% | 2,000 ク | 3,000 ク |
| 50% | 2,000万円超の金額 | 3,000万円超の金額 |

2. 基礎的な人的控除

(1) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のように引き上げる。

| | 現 行 | 改正案 |
|---------------------|--------|--------|
| 基礎控除 | 35万円 | 38万円 |
| 配偶者控除 | 35万円 | 38万円 |
| (老人控除対象配偶者に係る配偶者控除) | (45万円) | (48万円) |
| 配偶者特別控除 | 35万円 | 38万円 |

| | | |
|-----------------|--------|--------|
| 扶養控除 | 35万円 | 38万円 |
| (老人扶養親族に係る扶養控除) | (45万円) | (48万円) |
| (特定扶養親族に係る扶養控除) | (50万円) | (53万円) |

(2) 配偶者控除又は扶養控除の対象となる控除対象配偶者又は扶養親族の所得要件を38万円(現行35万円)以下に引き上げる。

3. 給与所得控除

給与収入600万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲を次のように引き上げる。

| 控除率 | 現 行 | 改正案 |
|-----|-------------|-------------|
| 40% | 給与収入165万円まで | 給与収入180万円まで |
| 30% | 給与収入330万円まで | 給与収入360万円まで |
| 20% | 給与収入600万円まで | 給与収入660万円まで |

4. その他

(1) 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を65万円(現行62万円)に引き上げる。

(2) 白色申告者の専従者控除額を、配偶者である事業専従者については86万円(現行80万円)に、配偶者以外の事業専従者については50万円(現行47万円)に引き上げる。

(3) 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を2,000万円(現行1,500万円)に引き上げる。

(4) 人的控除の引上げに伴い、公的年金等に係る源泉徴収について次の改正を行う。

① 源泉徴収を要しない公的年金等の限度額を次のように引き上げる。

| 現 行 | 改正案 |
|-----|-----|
|-----|-----|

年齢65歳以上の者 175万円 178万円

年齢65歳未満の者 105万円 108万円

② 源泉徴収の際に公的年金等の金額から

控除される控除額を引き上げる。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成7年分の所得税から適用する。

II 平成7年分所得税の特別減税の実施

当面の景気に配慮して、平成7年分の所得税について、定率による特別減税を、次により実施する。

1. 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。
2. 特別減税の額は、平成7年分の所得税額の15%相当額とする。ただし、15%相当額が50,000円を超える場合は50,000円とする。
3. 特別減税の実施方法は、次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

- ① 平成7年1月から6までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の15%相当額を原則として同年6月に還付する。ただし、当該源泉徴収税額の15%相当額が25,000円を超える場合は25,000円とする。
- ② 平成7年分の年末調整の際に、年税額の15%相当額から上記①の還付金額を控除した残額を控除する。

(2) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

(3) 事業所得者等に係る特別減税

- ① 平成7年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。
- ② 平成7年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

(備考) 平成8年においても、特別減税を併せ行うことにより平成6年と同程度規模の減税を実施する。なお、当該特別減税については、景気が特に好転した場合には改めて検討するものとする。

III 消費税の改正

1. 税率

消費税の税率を4%（現行3%）に引き上げる。

(注) 1. 今次創設される地方消費税（仮称）の税率は、消費税額の25%とされており、消費税と地方消費税とを合わせた負担率は5%となる。

2. 上記の改正は、平成9年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

3. 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行財政改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずる旨の規定を設ける。

2. 中小事業者に対する特例措置

(1) 事業者免税点制度

資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しないこととする。

(注) 1. 上記の改正は、平成9年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

2. 免税事業者の価格転嫁のあり方については、消費者の理解を求めるとともに、事業者による適正な転嫁が行われるよう適切な対応を指導する。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度の適用上限を2億円（現行4億円）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

(3) 限界控除制度

限界控除制度を廃止する。

(注) 限界控除制度は、平成9年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間まで適用する。ただし、当該課税期間について、控除限度額を10万円とする。

3. 仕入税額控除

仕入税額控除の要件として、取引の事実を帳簿に記載するほか、請求書、領収書、納品

書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかの保存を求ることとする。

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日以後に行われる課税仕入れ等について適用する。

4. 地方消費税の創設に伴う国における措置
 - (1) 道府県税としての地方消費税の創設に伴い、消費譲与税を廃止する。
 - (2) 国内取引に係る地方消費税の執行については、納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国（税務署）が消費税の例により併せてこれを行う。
 - (3) 輸入取引に係る地方消費税の執行については、国（税関）が消費税の例により併せてこれを行う。
 - (4) 地方消費税の創設に伴い、消費税の中間申告に係る確定消費税額の最低額については、消費税額と地方消費税額を合わせた額が現行の最低額と同一となるよう調整する。
 - (5) その他所要の調整措置を講ずる。
5. その他
 - (1) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を求ることとする。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。

(備考)

以上の税制改革による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表) 税制改革要綱による増減収額試算

(単位 億円)

| 改 正 事 項 | 平 年 度 | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---------|--|-----|-------------|-------|-----|-------|---|--------|--------|
| 1. 所得税の負担軽減 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率構造の改正 (2) 人的控除の引上げ等 (3) 給与所得控除の拡充 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">小 計</td> <td style="text-align: right;">△24,240</td> </tr> </table> | 小 計 | △24,240 | △16,300 △ 4,650 △ 3,290 △24,240 | | | | | | | | |
| 小 計 | △24,240 | | | | | | | | | | |
| 2. 平成7年分所得税の特別減税 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">△13,760</td> </tr> </table> | 計 | △13,760 | △38,000 | | | | | | | | |
| 計 | △13,760 | | | | | | | | | | |
| 3. 消費税の改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率の引上げ (2) 中小事業者に対する特例措置の見直し <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">ア 新設法人に係る免税制度の不適用</td> <td style="text-align: right;">230</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">イ 簡易課税制度の適用上限の引下げ</td> <td style="text-align: right;">530</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ウ 限界控除制度の廃止</td> <td style="text-align: right;">1,850</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小 計</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">26,450</td> </tr> </table> | ア 新設法人に係る免税制度の不適用 | 230 | イ 簡易課税制度の適用上限の引下げ | 530 | ウ 限界控除制度の廃止 | 1,850 | 小 計 | 2,610 | 計 | 26,450 | 23,840 |
| ア 新設法人に係る免税制度の不適用 | 230 | | | | | | | | | | |
| イ 簡易課税制度の適用上限の引下げ | 530 | | | | | | | | | | |
| ウ 限界控除制度の廃止 | 1,850 | | | | | | | | | | |
| 小 計 | 2,610 | | | | | | | | | | |
| 計 | 26,450 | | | | | | | | | | |
| 合 计 | △11,550 | | | | | | | | | | |

(備考) 1. 所得税の負担軽減による平成6年度の減収額は、3,010億円と見込まれる。
2. 地方消費税の税収は、平年度24,490億円と見込まれる。

(参考) 所得減税による減収額（平年度）

(単位 億円)

| 改 正 事 項 | 所 得 税 | 個人住民税 | 合 計 | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 税率構造の改正 | △16,300 | △ 6,720 | △23,020 | | |
| 2. 人的控除の引上げ等 | △ 4,650 | △ 2,010 | △ 6,660 | | |
| 3. 給与所得控除の拡充 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">小 計</td> <td style="text-align: right;">△24,240</td> </tr> </table> | 小 計 | △24,240 | △ 3,290 | △ 1,560 | △ 4,850 |
| 小 計 | △24,240 | | | | |
| 4. 特別減税 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">△13,760</td> </tr> </table> | 計 | △13,760 | △38,000 | △10,290 | △34,530 |
| 計 | △13,760 | | | | |
| 合 计 | △38,000 | △ 6,310 | △20,070 | | |
| | | | △54,600 | | |

◆政府、「公共投資基本計画」を決定

政府は、10月7日、わが国の社会資本整備の中核をなす公共投資について今後長期的に目指すべき基本的方向を示す「公共投資基本計画」を閣議了解した。同計画の骨子は以下のとおり。

1. 基本的考え方

- ① 本格的な高齢化社会を間近に控え、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、人口構成が若く、経済に活力のある現在のうちに、社会資本整備を促進。
- ② 本計画においては、公的主体・民間主体双方により行われる社会資本整備のあり方について、広く基本的考え方を明らかにする。
- ③ 計画期間については、①の考え方を踏まえ、人口がピークを迎える21世紀初頭を展望した新たな10年計画（1995～2004年度）とする。

2. 社会資本整備のための主要な施策

- ① 快適でうるおいのある生活環境の創出に向けて、人々の日常生活に密接に関連した施設の充実（前回の計画同様、下記分野については21世紀初頭における具体的目標を明示）
 - （例）・下水道、集落排水等
 - 公的主体により衛生処理される人口割合を9割超へ
 - ・都 市 公 園 等
 - 概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備、市街地の植樹面積を3倍へ
 - ・廢棄物処理施設
 - 廃棄物のほとんど全てを循環型の廃棄物処理に転換
 - ・住 宅
 - 大都市圏の都心部において良質な住宅を160万戸供給、高齢者の安全に配慮した住宅の確保
- ② 高齢者等に配慮した施設整備の推進
 - （例）・社会福祉施設、保健医療施設の充実を推進
 - ・公共交通ターミナルなどにおけるエレベーター等の設置、車いすでも通

りやすい幅の広い歩道の整備

- ③ 自然との触れ合いの場の確保
 - （例）・自然公園、森林、海域、親水緑地、親水護岸、海浜、水質の改善に係る施設等の整備の推進
- ④ 国民生活の安全を確保する基盤の構築
 - （例）・治山、治水、砂防、急傾斜地崩壊対策、海岸保全等国土保全基盤の整備
 - ・交通安全施設の整備、床上浸水対策の推進等安全な居住環境の確保のための施策の推進
- ⑤ 全国的な基幹的ネットワークの整備、国際交流拠点の整備
 - （例）・高規格幹線道路の整備、高速鉄道ネットワークの整備・高度化、国際空港・港湾の整備等
- ⑥ 国際化の進展への対応等を踏まえた農林漁業の体质強化
 - （例）・担い手の確保、生産性の向上に資する大区画ほ場整備等の基盤整備
- ⑦ 豊かで質の高い生活を支える発展基盤の構築
 - （例）・公的分野の情報化等高度情報化への対応
 - ・大学、国立試験研究機関等の施設・設備の充実

3. 社会資本整備の主体

- 社会資本については、基礎的なものは公的主体が、多様かつ高度なニーズに対するものは民間主体が収益性を確保しつつ整備することを基本とする。
- 住民に身近なものは地方が、利益が広域に及ぶものは国が主体となって整備を行うことを基本とする。

4. 社会資本整備の財源

社会資本整備の財源については、各々の社会資本の性格に応じ、租税、公債、財投、民間資金等を適切に組み合わせることとするが、今後の高齢化の進展を踏まえれば、後世代に負担を残さないような財源の確保を前提として、その具体的実施を図っていく必要がある。

5. 公共投資の規模

21世紀初頭において社会資本が全体として概ね整備されることを目標に、経済全体とのバランスを考慮しつつ、計画期間中に概ね600兆円の公共投資を行い、今後の内外諸情勢の変化等に柔軟に対応するための弾力枠30兆円を加えて、全体で概ね630兆円とする。

6. 公共投資の配分

① 直接的に国民生活の質の向上に結び付くもののへの重点化を継続しつつ、急速な高齢化の進展に対応した福祉の充実を図るとともに、高度情報化等にも適切に対応。このため、公共投資額のうち生活環境・福祉・文化機能に係るもののが割合を60%台前半に増加。なお、その他機能の中でも、高齢化・高度情報化等への対応については、重点的・効率的に配分。

| | 1981～ 1990年度 | 1991～ 2000年度 〔前計画〕 | 1995～ 2004年度 〔新計画〕 |
|--------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 生活環境・福祉・文化機能 | 50%台前半 | 60%程度 | 60%台前半 |
| その他の | 40%台後半 | 40%程度 | 30%台後半 |

② 地域配分については、多極分散型国土の特色ある発展を図るための基礎的条件整備を推進。

7. 社会資本の整備・運営に当たっての課題

- 効果的かつ効率的な社会資本整備のため、各種事業の整合性の確保等を図るとともに、公正な競争の確保等による建設コストの低減等を図る。
- 環境、エネルギー問題へ適切に対応する。
- 地価高騰を招かないよう配慮する。
- 社会資本の運営に必要な人材、ソフト等を確保する。
- 将来予測される更新需要や維持費の増大に対応した整備を行う。

◆大蔵省、預金の商品性に関する通達等を一部改正・廃止

大蔵省は、10月11日、以下を内容とする銀行局長通達および事務連絡を発出した。

1. 「預金、貯金及び定期積金の商品性及びその取扱いについて」(通達) の一部改正

①定期預金

固定金利型の最長預入期間の延長(4年→5年)。

②貯蓄預金

無料払い出し回数制限(I型・II型の区分)の廃止。

③市場金利連動型定期積金

規定の廃止。

④定期積金

初回受け入れ後1か月を経過する前の期限前解約利率および期限後利率を普通預金利率以下に規制するとともに、取扱いに当たっての事前届出および受け入れ実績の報告を規定。

⑤流動性預金(除く当座預金・貯蓄預金)

取扱いに当たっての事前届出および受け入れ実績の報告を規定。

2. 臨時金利調整法関連通達等の廃止・改正

(1) 廃止された通達・事務連絡

①「預貯金等の特利等について」(通達)

同通達は、臨金法告示の最高限度を超える金利の付利(特利)、過当な物品・サービスの提供(特利に準じるもの)、定期預金の起算日扱い(特利に準じるもの)等を禁じていたもの。

②「金融機関の預金利率に対する規制の緩和等について」(通達)および「金融機関の預金利率に対する規制の緩和等について」(事務連絡)

同通達・事務連絡は、預金金利規制として日銀ガイドライン方式が採用された昭和45年に発出されたもので、ガイドラインの尊重のほか預金利率表の作成を義務付けていたもの。

③「預貯金利率等の最高限度の引下げに伴う預貯金等の取扱いについて」(通達)

同通達は、規制金利の改定時における、定期積金の期限前解約利率等および普通預金等の利率適用要領(告示の実施日前日までは旧利率を適用し実施日以後は新利率を

適用)を通知していたもの。

(2) 改正された通達

「外国政府等の非居住者円勘定の預金、貯金及び定期積金の取扱いについて」

臨金法の適用除外とされている「外国政

府、外国中央銀行及び国際機関の非居住者円勘定」について定義を定めた通達で、臨金法告示の改正に伴う技術的な変更を行うもの。

◆現行金利一覧

(6年11月15日現在) (単位 年%)

| | 金 利 | 実施時期 () 内 前回水準 |
|---|------|----------------------|
| 公定歩合 | | |
| ・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合 | 1.75 | 5. 9. 21 (2.5) |
| ・その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 2.0 | 5. 9. 21 (2.75) |
| 短期プライムレート | 3.0 | 5.12. 9 (3.375) |
| 長期プライムレート | 4.9 | 6. 9. 14 (4.7) |
| 政府系金融機関の貸付基準金利 | | |
| ・日本開発銀行 | 4.9 | 6. 9. 14 (4.7) |
| ・中小企業金融公庫、国民金融公庫 | 4.9 | 6. 9. 14 (4.7) |
| ・住宅金融公庫 | 4.15 | 6. 9. 13 (3.9) |
| 資金運用部預託金利（期間3年～5年） | 4.4 | 6. 8. 17 (4.00) |
| （期間5年～7年） | 4.45 | 6. 8. 17 (4.05) |
| （期間7年以上） | 4.5 | 6. 8. 17 (4.1) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(6年11月15日現在)

| | | 発 行 条 件 | 改定前発行条件 |
|-------------|---|---|---|
| 国 債 (10年) | 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円) | 〈11月債〉 <u>4.676</u> <u>4.7</u> <u>100.16</u> | 〈10月債〉 4.505 4.5 99.96 |
| 割引国債(5年) | 応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円) | 〈11月債〉 4.176 3.345 81.50 | 〈9月債〉 4.176 3.345 81.50 |
| 政府短期証券(60日) | 応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円) | 〈9月24日発行分～〉 1.629 1.625 99.7329 | 〈2月15日発行分～〉 2.384 2.375 99.6096 |
| 政府保証債(10年) | 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円) | 〈11月債〉 <u>4.773</u> <u>4.7</u> <u>99.50</u> | 〈10月債〉 4.600 4.6 100.00 |
| 公募地方債(10年) | 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円) | 〈10月債〉 <u>4.788</u> <u>4.7</u> <u>99.90</u> | 〈9月債〉 4.614 4.6 99.90 |
| 利付金融債(3年物) | 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円) | 〈11月債〉 3.600 3.6 100.00 | 〈10月債〉 3.600 3.6 100.00 |
| 利付金融債(5年物) | 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円) | 〈11月債〉 4.000 4.0 100.00 | 〈10月債〉 4.000 4.0 100.00 |
| 割引金融債 | 応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円) | 〈11月後半債〉 <u>2.259</u> <u>1.853</u> <u>2.20</u> <u>97.78</u> | 〈11月前半債〉 2.207 1.812 2.15 97.85 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国、公定歩合を引き上げ

米国連邦準備制度理事会は、11月15日、公定歩合の引き上げを決定（4.0%→4.75%）、即日実施した（今回の公定歩合の引き上げは、今年8月16日<3.5%→4%>以来約3か月ぶり。なお、今回の引き締め局面では3度目の引き上げ）。また、FOMCは、この引き上げが準備預金市場金利に完全に反映されるべきとの点で合意した。同理事会は、今回の引き上げについて、経済活動が依然として力強いことや、資源の利用度が高水準にあり、かつ上昇している状況を踏まえて採られたもので、インフレ圧力を抑制し、持続的な経済成長を促すために必要な措置であると説明している。

なお、今回の公定歩合の引き上げは、同理事会がニューヨーク、セントルイスおよびカンザスシティーの各地区連銀から提出された要請を承認したもの。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、9月27日

開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は、11月18日、9月27日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

米国の景気は、ここ数か月間、若干減速の気配はみられるものの、顕著な拡大傾向を続けている。すなわち、夏場には、第2四半期に著増した在庫投資は明らかに減速したものの、消費財を中心とした最終販売動向は堅調の度合いを強めている。こうした需要動向を背景に、生産活動は、自動車生産の立ち上りもあって一段と活発化しており、雇用者数も力強い増勢を続けている。この間、物価については、原材料価格に引き続きかなりの上昇圧力がみられ、全体としても幾分上昇傾向が強まっている。

マネーサプライの動向をみると、M₂、M₃とも7月に若干増加した後、8月は減少した。9月入

り後については8月とほぼ同水準で推移している模様。8月におけるM₂の減少は、流動性の高いコンポーネントの多くが、年初来の機会費用上昇を受けて伸び悩んだことを反映したものである。また、M₃の減少は、市場利回りの上昇に伴って機関投資家向けMMFが急減したことによるものであるが、銀行が引き続き与信増加のための資金を管理可能債務（managed liabilities）に依存し、大口定期の発行を活発化させているため、全体としての減少は小幅なものにとどまっている。

景気の先行きについては、拡大ペースが大幅に鈍化してくるという予測は、なお妥当なものとみている。もっとも、現状では減速の兆候は限られており、また、総需要が春後半から初夏にかけて想定されていたよりも強いということを、多くのデータが示唆していることも事実である。物価については、総需要の力強さや引き締め政策の効果顕現化までのラグを勘案すると、物価上昇率の高まるリスクが増大している可能性が高い。

先行きの金融政策については、当面安定的な政策路線を継続することが望ましく、8月に採られた強力な引き締めに鑑みて、近い将来に追加的な政策変更が必要になることはないとみている。しかしながら、刻々と入手される経済情勢に関する情報は、先行きインフレが加速するおそれが強いことを示唆しており、多くのメンバーがいずれは追加的な引き締めが必要になる可能性が高いと考えている。したがって、1人を除く全員が、現状の金融調節スタンスを維持すること、また先行きの政策変更の余地については、引き締め方向へのバイアスをかけること、で合意した。この間、プローダス・リッチモンド連銀総裁は、現在の物価上昇圧力やインフレ期待の強まりに鑑みれば、現在の金融調節スタンスは過度に緩和的であり即時の引き上げが必要、と主張した。

◆ドイツ経済専門委員会が年次経済報告を発表

ドイツ経済専門委員会（連邦政府の諮問機関）は、11月17日、年次経済報告を発表し、ドイツの95年経済見通しを明らかにするとともに、政策提言を行った。その要旨は以下のとおり。

1. 95年経済見通し

旧西ドイツ景気は、94年初来回復してきており（年中の成長率±2.0%）、95年も輸出と設備投資に支えられて緩やかな回復が続く見通し（+2.5%）。消費は増税の影響から引き続き伸び悩むが、設備投資は景気回復初期に特徴的な力強い拡大を辿るとみられる。ただし、全体としてみれば景気回復が緩やかであるため、95年中には雇用の大幅増加は期待できず、引き続き容認し難い水準の失業者が残る。

2. 政策提言

今回の年次経済報告の見出しへ、「成長を確実なものとし、雇用の創出を」となっており、景気回復期においても、政府は産業立地条件の改善努力を怠るべきでない点を強調している。

（財政政策）

財政再建策が必要であり、このためには、連邦、州、自治体における歳出削減努力、特に補助金の削減、民営化の促進が必要である。

税制については、所得税制を中心に簡素化が必要。具体的には、所得税の課税ベースの拡大により歳入を確保するとともに、一方で資産課税や重量税等を廃止することが必要。企業税制についても、法人所得課税の最高税率を、現在の47～53%から45%まで引き下げるべきである。また、旧東ドイツにおける営業資本等に対する課税免除措置はさらに96年まで延長し、97年初には全ドイツ地域で課税自体を廃止すべきである。さらに、連帯追加課税については、95年導入（所得税の7.5%）の後、96年初に5%、97年初に2.5%と税率を段階的に削減し、97年末には

廃止すべきである。

（賃金交渉・雇用政策）

雇用の創出を促進するために、94年と同様に賃上げ抑制が必要となる。また、今回の95年物価上昇率見通しには、94年中の公共料金値上げや間接税による嵩上げ部分が織り込まれており、それらすべてを賃上げ要求のベースとするのは適当でない。旧東ドイツにおいては、事業内容に応じて賃金格差を設けるなど、過去数年間の歪んだ賃金体系を是正する必要がある。

また、社会保障関連支出による企業負担の増加が雇用の創出を阻害しており、例えば介護保険を政府による強制保険から民間保険に移管する等の手段により、企業負担を軽減すべきである。

（金融政策）

景気回復は十分確かであり、金融政策による支援は必要ない。また、95年中の政策金利引き上げはあり得なくはないが、金利引き上げにより経済成長持続に懸念が生じるとはみられない。

マネーサプライの中期目標は6%程度が適当。ただし、95年については、マネーのオーバーハング（約2.5%）を勘案した目標値が適当。

（EU関係）

EUは、深化すると同時に一段と拡大する必要がある。この観点から、中欧・東欧諸国をEUへと引き込むことが必要であり、これら諸国に対し、EU市場へのアクセスを寛容に認めていく必要がある。EUは、開放的で競争的な市場育成に努めるべきであり、EU以外の諸国に対し、障壁を設けるような通商政策は採るべきではない。

なお、国境を越えた財・サービスの移動に対する課税措置は、96年12月までの過渡的な措置とされており、延長されるべきではない。

経済専門委員会の経済見通し

(旧西ドイツ地域)

(単位 前年比 %)

| | 1993年実績 | 94年実績見込み | 95年見通し |
|---------------|---------|----------|--------|
| 実 質 G D P | △ 1.7 | 2.0 | 2.5 |
| 個 人 消 費 | 0.2 | 1.0 | 1.5 |
| 政 府 消 費 | △ 1.2 | 0.0 | 1.0 |
| 設 備 投 資 | △17.6 | △ 0.5 | 8.5 |
| 建 設 投 資 | △ 0.8 | 3.5 | 2.0 |
| 輸 出 | △ 3.2 | 7.0 | 6.0 |
| 輸 入 | △ 5.3 | 6.5 | 5.0 |
| 消 費 デ フ レ ー タ | 3.2 | 2.5 | 2.5 |
| 失 業 率 (%) | 8.1 | 9.0 | 9.0 |
| 失 業 者 数 (万人) | 227 | 256 | 253 |

(旧東ドイツ地域)

| | 1993年実績 | 94年実績見込み | 95年見通し |
|---------------|---------|----------|--------|
| 実 質 G D P | 5.8 | 9.5 | 9.0 |
| 個 人 消 費 | 2.7 | 4.0 | 3.5 |
| 政 府 消 費 | △ 1.2 | 2.5 | 0.0 |
| 設 備 投 資 | 7.0 | 8.0 | 9.0 |
| 建 設 投 資 | 18.5 | 21.0 | 18.5 |
| 輸 出 | 5.5 | 16.5 | 18.0 |
| 輸 入 | 5.0 | 9.0 | 7.0 |
| 消 費 デ フ レ ー タ | 8.4 | 3.5 | 3.0 |
| 失 業 率 (%) | 15.8 | 16.0 | 15.0 |
| 失 業 者 数 (万人) | 115 | 115 | 109 |

(全ドイツ地域)

| | 1993年実績 | 94年実績見込み | 95年見通し |
|-----------|---------|----------|--------|
| 実 質 G D P | △ 1.1 | 3.0 | 3.0 |

◆ ドイツ 6 大経済研究所、秋季共同経済見通しを発表

ドイツ 6 大経済研究所は、10月25日、秋季共同経済見通し（毎年春・秋策定）を公表した。今回の共同経済予測でも、前回、前々回と同様に、

ベルリンのドイツ経済研究所（D I W）と他の5研究所との間で経済予測についての見解の調整がつかなかったことから、D I Wを除く5研究所による共同経済見通しとして発表された。

ドイツの実質GDP成長率見通し

(単位 前年比%)

| | | 1993年 実績 | 94年(見通し) | | 95年(見通し) |
|------------------|----------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 前回 (94年4月) | 今回 (94年10月) | 今回 (94年10月) |
| 西 ド イ ツ | 実質GDP | △1.7 | 1.0 | 2.0 | 2.5 |
| | 個人消費 | 0.2 | △0.5 | 1.0 | 0.5 |
| | 政府消費 | △1.2 | 0.0 | 0.0 | 1.0 |
| | 設備投資 | △17.6 | 0.5 | 0.0 | 8.5 |
| | 建設投資 | △0.8 | 1.0 | 4.0 | 1.5 |
| | 輸出 | △3.2 | 4.0 | 7.0 | 7.0 |
| | 輸入 | △5.3 | 2.0 | 6.5 | 5.5 |
| 東 ド イ ツ | 実質GDP | 5.8 | 7.5 | 8.5 | 8.5 |
| | 個人消費 | 2.7 | 0.5 | 3.0 | 1.5 |
| | 政府消費 | △1.2 | 0.0 | 1.5 | 1.5 |
| | 設備投資 | 7.0 | 10.0 | 9.0 | 11.0 |
| | 建設投資 | 18.5 | 16.0 | 20.5 | 14.0 |
| | 輸出 | 5.5 | 12.0 | 15.0 | 18.0 |
| | 輸入 | 5.0 | 3.0 | 8.5 | 5.0 |
| 全 ド イ ツ | 実質GDP | △1.1 | 1.5 | 2.5 | 3.0 |
| | 個人消費 | 0.5 | △0.5 | 1.0 | 0.5 |
| | 政府消費 | △1.2 | 0.0 | 0.5 | 1.0 |
| | 設備投資 | △13.8 | 2.5 | 1.5 | 9.0 |
| | 建設投資 | 2.8 | 4.0 | 8.0 | 4.5 |
| | 輸出 | △6.2 | 4.5 | 6.0 | 8.0 |
| | 輸入 | △6.1 | 1.5 | 6.0 | 5.0 |
| 実質 GDP | 西ドイツ 東ドイツ 全ドイツ | △2.3 4.9 △1.7 | 0.5 6.5 1.5 | 2.0 7.5 2.5 | 2.5 8.0 3.0 |

ドイツの雇用、物価、財政の見通し

(単位 万人、%、前年比 %、億マルク)

| | | 1993年 実績 | 94年(見通し) | | 95年 (見通し) |
|---------|------|-------------|----------|-------|--------------|
| | | | 前回 | 今回 | |
| 就業者数 | 西ドイツ | 2,899.4 | 2,858 | 2,865 | 2,872.5 |
| | 東ドイツ | 627.3 | 607 | 630 | 637.5 |
| | 全ドイツ | 3,526.7 | 3,465 | 3,495 | 3,510 |
| 失業者数 | 西ドイツ | 227.0 | 260 | 256 | 252.5 |
| | 東ドイツ | 114.9 | 122 | 116 | 107.5 |
| | 全ドイツ | 341.9 | 382 | 372 | 360 |
| 失業率 | 西ドイツ | 7.3 | 8.4 | 8.3 | 8.2 |
| | 東ドイツ | 14.8 | 16.0 | 14.9 | 13.9 |
| | 全ドイツ | 8.8 | 9.9 | 9.6 | 9.3 |
| 消費デフレータ | 西ドイツ | 3.2 | 3.0 | 3.0 | 2.5 |
| | 東ドイツ | 8.4 | 4.0 | 3.5 | 2.5 |
| | 全ドイツ | 3.9 | 3.0 | 3.0 | 2.5 |
| 財政收支 | 全ドイツ | △1,051 | △1,000 | △970 | △930 |

◆ドイツ連邦議会総選挙において与党が勝利

東西ドイツ統一後2回目の連邦議会総選挙が10月16日に実施され、保守・中道与党（キリスト教民主同盟・社会同盟、自由民主党）が過半数を獲得、コール首相が引き続き政権を担当することとなった。

ドイツの各党得票率・獲得議席数

| | 得票率 (%) | 獲得議席数 |
|--------------------------|-------------|-----------|
| キリスト教民主同盟・社会同盟 (CDU/CSU) | 41.5 (43.8) | 294 (319) |
| 自由民主党 (FDP) | 6.9 (11.0) | 47 (79) |
| 社会民主党 (SPD) | 36.4 (33.5) | 252 (239) |
| 緑の党 | 7.3 (5.1) | 49 (8) |
| 民主社会党 (PDS) | 4.4 (2.4) | 30 (17) |
| その他 | 3.5 (4.2) | 0 (0) |
| 合 計 | 100.0 | 672 (662) |

(注) ()内は前回。なお、総議席672議席のうち、基本定数は656議席で、16議席は小選挙区・比例代表併用制による超過議席。

これを受けて、11月15日、連邦議会は現職のコール首相 (CDU) を再選、17日に、新コール内閣が発足した。新内閣閣僚は以下のとおり。

| | | |
|-------|------------------------------------|-------|
| 首相 | Helmut Kohl | (CDU) |
| 首相府長官 | Friedrich Bohl | (CDU) |
| 外相 | Klaus Kinkel | (FDP) |
| 内相 | Manfred Kanther | (CDU) |
| 法相 | Sabine Leutheusser-Schnarrenberger | (FDP) |
| 蔵相 | Theo Waigel | (CSU) |
| 経済相 | Guenter Rexrodt | (FDP) |
| 食糧農林相 | Jochen Borchert | (CDU) |
| 労働社会相 | Norbert Bluem | (CDU) |
| 国防相 | Volker Ruehe | (CDU) |

◆スウェーデン、国民投票でEU加盟を可決

スウェーデンは、11月13日、EU（欧州連合）加盟の是非を問う国民投票を実施、賛成52.2%、反対46.9%（棄権0.9%）で可決した。今後、スウェーデンは議会による加盟条約の承認等を経て、オーストリア、フィンランド^(注)とともに95年1月1日よりEUに正式加盟する予定。なお、今回の新規加盟予定4か国うち残るノルウェーは11月28日に国民投票を実施する予定。

(注) オーストリアでは6月12日、フィンランドでは10月16日の国民投票で既にEU加盟が可決されている。

◆ロシアでルーブル相場が急落

ロシアのモスクワ銀行間通貨取引所(MICEX)において、10月11日、ルーブルの対ドル相場が急落し、既往最安値を更新した(10日：3,081ルーブル／ドル→11日：3,926ルーブル／ドル)。これに対し、ロシア中央銀行では、通貨防衛を目的として公定歩合を130%から170%に引き上げた(12日実施)。

また、ルーブル相場急落の責任を取る形で、ゲラシエンコ・ロシア中央銀行総裁が辞任したほか、ドゥビニン蔵相代行がエリツィン大統領に解任された。その後、同大統領は、パラモーノワ・ロシア中央銀行副総裁を総裁代行に、パンスコフ大統領府財政予算局次長を新蔵相に任命した。

◆韓国、外国人投資枠を拡大

財務部は、10月5日、発行済株式の10%に制限されている外国人投資家全体での株式保有限度枠を12月1日から12%に拡大し、来年にはさらに15%とすることを発表した。

韓国は、昨年7月に発表された「新経済5か年計画」において、外国人投資家による韓国株式投資限度の段階的な拡大を打ち出しているほか、96年にOECO加盟を目指しており、今回の措置はこれらの方針に対応したもの。

◆香港、定期預金利の上限規制を撤廃

香港銀行協会は、10月10日、1か月超の定期預金利の上限規制を撤廃した。50万香港ドル以上で期間3か月未満の預金利は既に自由化(82年3月)されており、今後は段階的に小口定期預金の上限規制を撤廃(95年1月：期間7日超、同4月：1日超)し、95年末までに規制枠を完全に撤廃する予定。

◆オーストラリア連邦準備銀行、政策金利を引き上げ

オーストラリア連邦準備銀行は、10月24日、オフィシャル・キャッシュレート(3か月物有担保コールレート)の誘導目標を1%引き上げ、6.50%とすることを発表し、即日実施した。今次景気回復局面においては、8月17日(4.75%→5.50%)以来、2度目の政策金利引き上げ。

◆インド、20万ルピー超の貸出に対する金利規制を廃止

インド準備銀行（R B I、中央銀行）は、10月17日、20万ルピー超の貸出に対する金利規制を廃止する旨発表し、翌日実施した。同金利は、従来、準銀が

15%に設定し、すべての銀行貸出金利の基準となっていた。これに併せて準銀は、2万5千ルピー超20万ルピー以下の貸出についても、同金利を従来の14～15%から一律13.5%に引き下げた。なお、2万5千ルピー以下については12%に据え置かれた。